(二)　都市再生安全確保計画は、防災業務計画及び地域防災計画との調和が保たれたものでなければならないこととした。

(三)　都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務の実施主体は、当該都市再生安全確保計画に従い、事業又は事務を実施しなければならないこととした。

6　都市再生安全確保施設の整備に関する事業等に係る建築確認等の特例

(一)　建築確認等の特例

協議会は、都市再生安全確保計画に建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、建築主事等に協議し、その同意を得ることができるものとし、当該同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する確認済証の交付等があったものとみなすこととした。（第一九条の一五関係）

(二)　建築物の耐震改修の計画の認定の特例

協議会は、都市再生安全確保計画に建築物の耐震改修に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、所管行政庁に協議し、その同意を得ることができるものとし、当該同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する建築物の耐震改修の計画の認定があったものとみなすこととした。（第一九条の一六関係）

7　都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例（第一九条の一七関係）

(一)　都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等について容積率の特例を設けることとした。

(二)　協議会は、都市再生安全確保計画に都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等に係る容積率の特例を受ける建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、特定行政庁に協議し、その同意を得ることができるものとし、当該同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る建築物についての容積率の特例に係る認定があったものとみなすこととした。

8　都市公園の占用の許可の特例

協議会が、都市再生安全確保計画に都市公園に設けられる一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者の同意を得ることができるものとし、当該都市再生安全確保計画が公表された日から二年以内に当該都市再生安全確保施設について当該都市公園の占用の許可の申請があった場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をすることとした。（第一九条の一八関係）

9　都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設

(一)　土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る退避経路の整備若しくは管理に関する協定（退避経路協定）又は退避施設の整備若しくは管理に関する協定（退避施設協定）を、市町村長の認可を受けて締結することができることとし、当該認可の公告があった後において土地所有者等となった者に対してもその効力があることとした。（第四五条の一三及び第四五条の一四関係）

(二)　地方公共団体は、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る備蓄倉庫を自ら管理する必要があるときは、当該備蓄倉庫の所有者等との間において管理協定を締結し、当該備蓄倉庫の管理を行うことができることとし、当該管理協定の公告があった後において当該備蓄倉庫の所有者等となった者に対してもその効力があることとした。（第四五条の一五から第四五条の二〇まで関係）

10　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第二七号）（厚生労働省）

一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正関係

1　法律の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改めることとした。この法律は、職業安定法と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とすることとした。（題名及び第一条関係）

2　一般労働者派遣事業の許可及び特定労働者派遣事業の開始の欠格事由として、一般労働者派遣事業の許可を取り消された者又は特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（欠格事由に該当したことによる取消し等の場合は、当該法人が第六条第一号又は第二号に該当したことによる場合に限る。）において、当該取消し等の原因となった事項があった当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消し等の日から五年を経過しないもの等を追加することとした。（第六条及び第一七条関係）

3　派遣元事業主は、関係派遣先に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合が一〇〇分の八〇以下となるようにしなければならないこととした。（第二三条の二関係）

4　派遣元事業主は、事業所ごとの派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を労働者派遣料金額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならないこととした。（第二三条第五項関係）

5　労働者派遣契約の当事者は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置等に関する事項を定めなければならないこととした。（第二六条第一項関係）

6　派遣元事業主は、有期雇用派遣労働者等の希望に応じ、無期雇用派遣労働者として就業させることができるように就業機会を確保し、又は派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるように雇用機会を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提供すること等のうちいずれかの措置を講ずるように努めなければならないこととした。（第三〇条関係）

7　派遣元事業主は、同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等を勘案し、派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならないこととした。（第三〇条の二第一項関係）

8　派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合には、当該労働者に対し、労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣料金額を変更する場合には、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣料金額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならないこととした。（第三四条の二関係）

9　派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三〇日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。9において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないこととした。（第三五条の三第一項関係）